

○と き 平成27年5月25日（月）  
午後3時から午後4時15分まで

○ところ 大阪府新別館南館5階 第4研修室

○議事要旨

【議題（1）調整会議設置要綱の策定について】

・調整会議設置にあたり、「大阪府・市町村国保調整会議設置要綱」を新たに策定した旨報告。

【議題（2）座長及び副座長の選出について】

・座長は四條畷市に、副座長は豊中市に決定。

【議題（3）国保制度改革に関する国の動向について】

・これまでの経過と、国保制度改革の内容を説明。具体的には、毎年約3,400億円の追加公費投入により財政基盤の強化がなされること、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり市町村とともに国保を運営していくこと、都道府県において府内の統一的な運営方針（国保運営方針）を策定すること等を説明。

（A市）

新設される財政安定化基金の貸付、交付のルールは、今後この会議の中で決めていくのか。

（事務局）

貸付、交付といった詳細のルールについては、今後国と地方の協議（国保基盤強化協議会）で議論がなされ、政令等で定められるものと考えている。

【議題（4）議論の方向性について】

・府内市町村国保の現状を説明。

その上で、府内統一保険料率をめざし、府内市町村の現状を踏まえ、今後保険料のあり方や運営方針に盛り込む内容等を調整会議及びW・Gで議論していく。

（B市）

今後議論していく前提として、何のためにこのような改革を行うのかということを経験した上で進めていく必要があるのではないか。制度的にも財政的にも、「国保制度の持続可能性の確保」というものを念頭に置いて今後議論していかなければならない。

（大阪府）

大阪の特徴を踏まえたうえで、統一保険料も一つのめざす方向として設定しつつ、最終的には、国保制度を持続可能なものとして運営していく足固めをきっちり議論していくことが大原則。

【議題（5）ワーキング・グループの設置について】

・調整会議の下に財政運営W・Gと事業運営W・Gを設け、国保運営方針に盛り込む内容、標準保険料等に関する内容をそれぞれ検討する。具体的には、各検討項目について、府内の標準を定める必要があるのか否か、平成30年度から統一的に実施するべきか否か等について検討する。

【議題（6）今後のスケジュール等について】

・改正法案が成立すれば、国においても国保基盤強化協議会が再開される予定。

各W・Gについては、これから月に1回程度開催していくこととし、第2回調整会議は9月頃に開催する予定。